

第十八條 a 施設保税倉庫の免許が消滅したときは、税関長は、その旨を庫主に通知すると共に、適當な期限を定め、その期限内に貨物の

b 前項の指定期間内に、藏置貨物の蔵移、通関手続きをしない場合は、税関長はその貨物を收容する。この場合、その費用及び危険は貨主の負担とする。

第十九條 営業免許の消滅した施設倉庫の庫主又はその相続人は、藏置貨物の通関手続き及び引取又は蔵移しが終了するまでは、施設保税倉庫に關する一切の責任は免れない。

第二十條 次の場合には、財政局長は營業の免許を取消することができる。  
a 庫主が保税倉庫の運営に關する法を侵してから、二ヶ年を経過していないとき。  
b 庫主が通関手続法を侵し、禁錮又は懲役に処せられてから二ヶ年を経過していないとき。  
c 庫主が輸入税を負担し得ないと認められるとき。

d 本法第三條、第九條、第十三條及び第十五條の規定により、発行された規則を故意に無視したとき

第三章 罰則

第二十一條 第八條、第十條、第十六條

條の規定による税関官吏の職務の執行を妨害し又は忌避したるものは、六ヶ月以内の懲役刑又は七万五千円以下の罰金刑に処する。

第二十二條 左の各號の一に該當する者は、五万円以下の罰金刑に処する。  
a 本法第三條及び第四條の規定に違反して、蔵入又は蔵出をしたとき。  
b 本法第九條の規定による藏置貨物の手入れに許可しない材料を使用したとき。

第二十三條 a 施設保税倉庫の庫主の代理人、輸入業者又は輸出業者の代理人又は使用人が、本法第二十一條第二十二條の規定に違反したときは庫主、輸入業者又は輸出業者がその代理人又は使用人に対し、相當の注意を與えたとの証明がない限り、庫主、輸入業者又は輸出業者を処罰する。

b 税関貨物取扱人の代理人又は使用人がその業務に關し、本法第二十一條又は第二十二條の規定に違反したときは、税関貨物取扱人を処罰する。

第二十四條 施設保税倉庫の庫主が未成年者又は準禁治産者であるときはその法定代理人を処罰する。但し、庫主が業務について成年者と同一能力を有する未成年者である場合はこの限りでない。

第四章 附則

第二十五條 税関規則第三章「定義」の第二條乃至第五條及び第五章「税関官吏の權限」の第四十八條乃至第六十八條の規定は、此の法令にも適用する。

第二十六條 琉球政府は本法施行の權限を有する。

第二十七條 琉球政府行政主席は、本法施行規則發布の權限を有する。

第二十八條 本法令は一九五二年五月一日から施行する。

民政官  
米國陸軍准將  
ゼイムス・エム・ルイス

琉球列島米國民政府  
軍政府布令第十七號(一九五〇年七月七日)改正第三號(一九五二年四月十七日)

市町村長及び市町村議會議員  
選挙法  
一九五〇年八月七日附改正第一號を以て改正せる一九五〇年七月七日附軍政府布令第十七號「改訂市町村長及び市町村議會議員選挙法の第一章第二項を次の通り改める。」

「一、市町村長選挙は、四年毎に一回九月の第一日曜日に行う。  
市町村議會議員の総選挙は、四年毎に一回九月の第二日曜日に行う。但し、八重山群竹富町に於ては、右の兩選挙を九月の第二日曜日に行う。特別選挙は、この布令の第四十二條及び第四十七條に依り、必要な場合に行う。市町村長及び市町村議會議員の任期は、本項の規定に拘ら

ず後任者が選任される日までは、これを延長しななければならない。  
二、軍政府布令第十七號第五章第四十七條三項を次の通り改める。

「三、A、市町村長の補缺選挙が行われる場合、第一條二項の規定に拘らず当選者の市町村長としての任期は満四年とする。  
B、市町村議會議員の特別選挙は、その任期満了前六ヶ月以内は缺員が總定員の三分の一を超えない限りこれを履行しない。  
三、本布令は一九五二年四月十七日からこれを施行する。

民政官  
米國陸軍准將  
ゼイムス・エム・ルイス

琉球列島米國民政府布令第一號(一九四九年六月二十八日附)改正第二十六號(一九五二年四月二十八日)

國旗の掲揚  
一九四九年六月二十八日附、軍政府布令第一號「集成刑法及び手続」の第二章第二十三號を次の通り改める。

「二、二、二十三、米合衆國以外の國の國旗又は軍旗は、政府庁舎又は構内これを掲揚し、使用し、又は公的又は政治的性質を有する集會、或は行列でこれを使用することはできない。但し、民政副長官の特別の許可を得た場合は、この限りでない。」

右は政治的意味を伴わない限り、個人の家屋又は個人的集會における國旗の使用を禁止することを意味するものではない。本號の規定に違反した者は、定罪の上、一万円以下の罰金刑又は六ヶ月以下の懲役刑若しくはその兩刑に処する。本改正は、一九五二年四月二十八日から之を施行する。

民政官  
米國陸軍准將  
ゼイムス・エム・ルイス

琉球列島米國民政府布令第七十六號  
(一九五二年四月一日)改正第一號(一九五二年四月十八日)  
琉球公務員法

一、一九五二年四月一日附、民政政府布令第七十六號第二十五條及第二十七條の間に第二十六條を挿入する。

「第二十六條(試験の実施)試験は人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の任命する試験委員会がこれを行う。」

二、本改正は一九五二年四月十八日よりこれを施行する。

民政官  
米國陸軍准將  
ゼイムス・エム・ルイス

琉球列島米國民政府布令第六十八號  
改正第一號(一九五二年四月二十一日)  
琉球政府章典

一、一九五二年二月二十九日附民政政府布令第六十八號を次の通り改正する  
A 第十七條を次の通り改める。  
「行政副主席は行政主席の委任する行政事務を行い、且つ行政主席不在のとき又は行政主席に事故あるとき、その期間中行政主席の職務を行う。」

日第十八條を次の通り改める。

「立法院は法規に基き琉球住民の選舉する三十一人の職員を以てこれを組織する。立法院の主席者は立法院議員がこれを互選する。」

二、本改正は一九五二年五月一日よりこれを施行する。

右民政副長官の命により發布する。

民政官  
米國陸軍准將  
ゼイムス・エム・ルイス

琉球列島米國民政府布令第八號(一九五二年四月二十八日)  
琉球政府職員の日本出張及び政府後援の学生の日本留学

一、琉球政府職員及び政府後援の留学生の日本旅行手続を次の通り制定し本日から実施する。  
a 視察、調査を目的とする琉球政府の職員が旅行。  
本旅行の目的は、琉球政府の重要業務執行に資する上に必要と認められる場合に、特に選出した琉球人職員を日本に出張させて、日本政府の管掌業務、研究及び講習機關、公衆衛生事業、産業界、法律の實施機關、労働者に関する事柄、外

國貿易等の活動、又は状況を視察研究させることにある。  
本旅行を主として個人、又は民間團體の爲めに、又は日本政府、又は在外國政府との公務を執行する爲めに利用することがあつてはならない。  
公務上の用件があるときは、いつでも出張者は民政官の指示に従つて、その活動を綜合調整しなければならぬ。  
琉球から日本へ職員を出張させる必要を生じたときでも、出来るだけ職員を出張させることは避けて日本駐在の琉球政府職員を一〇〇%利用するようにせらるべし。

b 琉球政府の後援する学生の留学  
本計劃の目的は選抜した優秀な学生を日本に留学させ、琉球では學び得ない有益な學問を修めさせ、以て今後の琉球の文化の向上と琉球の經濟に寄與するにある。

二、本計劃の運営は琉球政府の主管局及び駐日代表者の責任とする。但し琉球列島の旅行免狀及び其の他所要書類は、琉球列島米國民政府で準備して交付する。本計劃の經費に充當する資金は、琉球政府の豫算に計上するものとする。留学生派遣計劃に要する資金の日本での運用と、其の責任を回轉資金制に基き、沖縄学生後援會に又は琉球政府の指定する代行機關又は團體に委任する。

三、琉球での旅行申請書は遅くとも個人の場合は、希望の出発予定日前三週間前迄に、留学生團體の場合は二週間前迄に、次の事項を記載した書類を添へて、琉球列島米國民政府へ提出され度い。  
a 氏名、生年月日、出生地、本籍及び官職名  
b 國籍  
c 現在の勤務先、又は前勤務先  
d 希望の出発日及び滞在期間  
e 旅行の目的を明記し、琉球政府の如何なる業務に關係があるかを記載すること。  
f 所要經費額豫算科目及び旅行の方法等について、内訳を記載すること。  
出張を命ぜられた琉球政府の職員又は日本において視察する訪問先の中、主たる機關の名称を記載した旅行日程及び在日代表者と旅行について、打合せが完了している旨の報告書を提出しなければならぬ。

四、琉球列島米國民政府の主管部課は行政法務部移民課へ、旅行免狀下附願を提出する。これに対し移民課では適当な免狀を發行交付する。旅行免狀が下附されることになつたら、琉球政府へは其の旨通知するから、関係者は直ちに行政法務部移民課へ自ら出頭して、旅行に要する書類を受取つて置き度い。  
五、旅行に関する書類には、日本滞在期間六ヶ月以内の旅行着用の旅行許可書と、六ヶ月を超える期間の旅行